

**放送を巡る諸課題に関する検討会 視聴環境分科会  
視聴者プライバシー保護ワーキンググループ（第4回）  
議事要旨**

1. 日時

平成28年12月8日（木）14時00分～15時10分

2. 場所

総務省10階 総務省第1会議室

3. 出席者

（1）構成員

穴戸主査、森主査代理、大谷構成員、小塚構成員、近藤構成員、長田構成員

（2）オブザーバー

一般社団法人IPTVフォーラム、一般社団法人衛星放送協会、一般社団法人電子情報技術産業協会、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人放送サービス高度化推進協会、一般財団法人放送セキュリティセンター、経済産業省商務情報政策局情報通信機器課

（3）総務省

太田総務大臣補佐官、南情報流通行政局長、吉田官房審議官、齋藤情報流通行政局総務課長、鈴木同局放送政策課長、藤田同局地上放送課長、玉田同局衛星・地域放送課長、豊嶋同局情報通信作品振興課長、飯村同局衛星・地域放送課地域放送推進室長、三島同局放送政策課企画官

4. 議事要旨

（1）放送分野ガイドライン改正案の検討について

三島放送政策課企画官から、「放送受信者等の個人情報の保護に関するガイドライン改正案」、「放送分野ガイドライン改正案に対する主な指摘・意見」及び「放送分野ガイドライン改正案に係る前回からの主な修正点」について説明。次いで日本放送協会から、放送分野ガイドライン改正案に対する意見について、補足説明があり、その後、議論が行われた（構成員・オブザーバーの主な発言は以下のとおり）。

【小塚構成員】

- ・ 視聴履歴の取扱いに係る第35条の解説中の「世帯の特定の者が同意した場合、同意としては有効」の記述は、文字どおりに捉えると広過ぎるものになってしまうおそれがあるのではないかと考える。世帯全員が同意しなければ、視聴履歴を取得できないとはしないと整理することには賛成だが、例えば小学生の子供でも同意する権限があるとすることは適当ではないと考える。本来同意すべき人は受信機を設置し、履

歴の前提となる契約を結ぶ人であり、そこから合理的に考えられる範囲の世帯構成員が同意の権限を持つと解すべき。権限を持った者による有効な同意があるかどうかと、有効な同意があると信じて行動した事業者が責任を負わないかというのは、別の話。

- ・ 本件については、ガイドラインより下位の指針等の事業者の自主基準等の中で、事業者の実務上の取扱いを考える方が、柔軟に対策を進めることができるのではないかと考える。

#### 【長田構成員】

- ・ 世帯における同意について、現在の記述では、世帯の誰か1人が同意すればよいと読めるという点は同感。小塚構成員御指摘のように、指針等の段階でもう一步踏み込んだ制度のあり方を検討する必要があるように思う。現実的に不可能なことを事業者に求めるつもりはないが、視聴者の同意を得るに当たっては、特出しした説明を行い、趣旨を理解いただいた上での同意が必要であることが伝わるようルール作りをお願いしたい。

#### 【宍戸主査】

- ・ 小塚構成員御指摘の未成年等の無権利者の問題は、視聴履歴の課題というより、本人同意の有効性の問題ではないかと考える。

#### 【森主査代理】

- ・ 日常家事代理が及ばない範囲であれば、そもそも権限はないと考えるしかないのでは。権限の話と手続の話は区別して整理が必要であり、そのあり方は今後、指針等に盛り込むべき事項の議論の中で引き続き検討したい。

#### 【(一社) IPTV フォーラム】

- ・ 放送事業は、事業者が系列ごとのネットワークを構成してサービスを提供している。また、系列の異なる事業者が共同でオンデマンドサービスを行うケースや、災害時等に系列を超えて地域の放送局が共同してサービスを行うことがある。このような場合、ガイドラインの「共同利用」として整理できるものと考えてよいのか。その確認と分かりやすくガイドラインの解説に書くことの検討をお願いしたい。

#### 【宍戸主査】

- ・ 基本的には、ネットワークなどは共同利用に該当するイメージではないかと思う。共同利用については、共同で個人情報を利用すると常識的に考えられる範囲の事業者間であれば、あらかじめその共同利用の範囲を本人に明示した上で共同利用ができるということではないか。
- ・ 災害時に共同利用を行うことは難しいと思われるが、個人情報保護法第23条第1項第2号「人の生命、身体、または財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難である」に該当する場合には、本人の同意なく個人データを第三者に提供することができる。

#### 【森主査代理】

- ・ 放送分野ガイドラインの解説は、基本的に、一般的な個人情報保護法と同じルールである部分は、委員会ガイドラインと同じ記述にしている。御指摘については検討させていただくが、記述を追加できない場合はご容赦いただきたい。

【近藤構成員】

- ・ 本人の同意の取得方法のイメージを伺いたい。テレビ画面に説明文書が表示され、最後に「同意する」「同意しない」を選ぶような方法が想定されているのか。そもそも文章をきちんと読んでもらえるのか、読んだとしても理解できる内容となっているのか心配。コンセンサスの取り方について、もう一頑張りした取組、工夫を検討いただきたい。
- ・ 個人情報の取扱いに関する同意の取得に当たっては、視聴者があまりにネガティブに受け取るのではなく、視聴者の方にとってもメリットがあるということが伝わるように取り組む必要があるのではないか。

【長田構成員】

- ・ 近藤構成員の御指摘を踏まえ、前向きな利活用を実現するためには、本人が同意の趣旨を理解し、後まで覚えていられるような方法とすることが必要。そのための画面表示等については、業界で十分な工夫をいただけることを期待したい。

【大谷構成員】

- ・ 資料4-2の110ページの第35条の規定の書き振りは、個人情報保護法の他の規定ぶりと異なるため、「各号に掲げる目的のために必要な範囲を超えて視聴履歴を取扱う場合には、本人の同意が必要」との誤解を与えるおそれがあるように思う。特段の理由がなければ、個人情報保護法の規定と並びを合わせた方がよいのではないか。

【三島企画官】

- ・ 特段の理由はなく、検討過程の編集でこのような順となってしまうていた。御指摘のとおり、個人情報保護法の並びに揃えることとしたい。

(2) その他

- ・ 本日の指摘等を踏まえた修正について、宍戸主査及び森主査代理・起草委員に一任することについて、了解を得た。
- ・ 三島放送政策課企画官から、「今後の議論の進め方」について説明を行った。
- ・ 宍戸主査から、個人情報保護法改正により、認定個人情報保護団体の機能・役割を高めていくことが期待されているため、認定個人情報保護団体のあり方、運営について、オブザーバーである事業者・団体と十分に意見交換・情報交換するように、事務局に対して指示があった。

(以上)